

国民健康保険限度額適用認定証の更新が必要ですよ

現在交付している証は、8月1日以降使用できません

現在交付している「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は原則7月31日(日)までです。8月1日(月)以降の証が必要な人は申請してください。

郵送で申請する場合は、国保年金課へ問い合わせるか、市ホームページから申請書をダウンロードしてください。

●申請開始日 7月1日(金)

●窓口申請で必要なもの

◇国民健康保険被保険者証

◇入院日数が分かるもの(市県民税非課税世帯の人で、過去1年間で90日を超える場合)

※市県民税非課税世帯とは、国民健康保険加入者およびその世帯の世帯主が非課税の場合をいいます。

●交付条件

大野城市国民健康保険の加入者

●注意点

◇同世帯ではない人が代理申請する際は、委任状と代理申請者の本人確認書類(顔写真付き)が必要です。

◇8月31日(水)までの申請受付分は期日開始を8月1日までにさかのぼれます。

◇世帯主と加入者の前年の所得を申告していない場合は、本来の所得区分で発行できません。

◇国民健康保険税に未納がある世帯には、限度額適用認定証などを交付できない場合があります。

●申請が不要の人(70歳〜74歳で国民健康保険被保険者証が限度額適用認定証の役割を兼ねている人)

所得区分(下表参照)が次のとおりの人

◇一般

◇現役並み所得者Ⅲ

「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、入院や高額な外来診療の保険診療分が自己負担限度額までになります(一医療機関で同じ月内の支払い)。

また、市県民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代も減額となります。

詳しくは、7月に届く国民健康保険被保険者証に同封するお知らせ、または市ホームページを確認してください。

●申請と問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1952

所得区分	自己負担割合	証の申請が必要な人	入院時の食事代(1食あたり)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	3割	申請不要	460円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)		○	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)		○	
一般 (課税所得145万円未満)	2割	申請不要	210円 (※160円)
低所得者Ⅱ		○	
低所得者Ⅰ		○	

※長期入院(申請月を含む直近1年間に90日を超える入院)の人は、再度申請が必要

